

答 申 第 97 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和7年5月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 11 月 8 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った県に伝えた意見等への対応に係る保有個人情報開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「県の機関」という。）が令和 5 年 11 月 20 日付けで行った保有個人情報開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると概ね次のとおりである。

電話や県民の声としてさまざまな意見を伝えてきたにも関わらず、記録がこれだけしかないのはおかしい。もっと他に記録があるはずである。適切に対応したことがわかる記録を求めているが、教育総務課はこれまでに納得のいく対応ができていない。

県職員は、都合の悪い記録を残さないのではなく、三重県公文書等管理条例（以下「公文書条例」という。）第 2 条の公文書の定義に基づいて記録に残すべきものは残さないとはいけない。

毎年公務員の不祥事が発生しているが襟を正さないため、同じことを何度も言い、記録に残すことを求め、また、謝罪も求めているものである。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

審査請求人は令和 5 年度中に「さわやか提案」で伝えた意見、令和 5 年 10 月から 11 月に県民の声から伝えてもらった意見、令和 5 年度当初から 10 月までに電話で伝えた意見（情報公開に関する文書を普通郵便で送付する等個人情報の取扱いに問題がある等）に適切に対応したことがわかる記録を求めており、これに対して行った本決定に対し、他にも開示すべき文書があるはずだと主張している。

審査請求人からの「さわやか提案」は、令和 5 年 7 月 13 日付けの意見のみであり、この意見に対する回答は開示している。

また、県民の声から伝えてもらった意見について情報共有は受けているものの、内容に応じて適切に伝達したのみであり、記録は保有していない。

教育総務課では教育行政について意見や要望を受け付けており、電話で伝えられた意見は、内容の課内での共有や、適切な所属等に伝達し教育行政の改善につなげているが、公文書として記録するか否かは内容により判断しており、口頭で伝達することも多く記

録が残らない意見も存在する。

令和５年度当初から１０月中までに電話で伝えた意見のうち、過去の意見と異なる内容は電話対応記録を作成していたため開示を行ったが、他の意見は職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復的なものであるため公文書は作成していない。

したがって、本請求にかかる保有しているすべての文書について開示しており、本決定は妥当である。

５ 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

（１）本決定の妥当性について

審査請求人は、県の機関に対し、公務員の不祥事が毎年発生しているが襟を正さないことから、架電などにより同じことを何度も県民の声として伝えてきたにも関わらず、公文書条例第２条に基づき、公文書として記録に残すべきところを残していないのはおかしいと主張する。

本決定では審査請求人からの架電による意見の内容と対応を記載した教育行政相談窓口対応票と、「さわやか提案」への回答及び適切でない対応への謝罪の文書を開示しているが、他にも開示すべき文書はあるはずだと主張している。

一方、県の機関は、開示対象となった意見以外は、職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復や謝罪等を求めるものにあたることなどから、文書による回答を要しないと判断したため、公文書を作成していないとしている。

以上を踏まえ、本件事案に係る審査請求人からの意見等への対応の記録について、「県民の声」としての取扱い」及び「公文書条例等の規定」に基づき、文書として作成すべきものであるかどうか検討する。

まず、「県民の声」としての取扱いにより作成すべき文書であるか検討する。

「県民の声」の取扱いについては、制度の円滑な運営に必要な事項を「県民の声」制度運営要領（以下「県民の声要領」という。）として定めており、「県民の声」に対して県の考え方、取組等の回答を作成するとともに、全庁で共有又はホームページで公開するため、文書による回答を原則（基本）としている。ただし、県民の声要領第４条第２項アにおいて、「職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復的なもので回答を要しないと判断されるもの」は除くとされている。

すなわち、審査請求人からの意見等が、職員を特定した苦情や同一人物からの同一内容の継続・反復的なものである場合は、回答を要しないと判断することができ、文書の作成義務は生じないこととなる。

この点、審査会で確認したところ、県民の声相談班が作成した相談記録は、県の機関に対する同一内容の継続・反復的なもの及び職員を特定した苦情となっている。

さらに、これらの内容が、職員を特定した苦情や同一内容の継続・反復的なものにあたることは、審査請求人自身も意見陳述の場において認めているところである。

以上のことから、本件事案に係る審査請求人からの意見等については、回答を要しないものに該当すると判断されるため、文書の作成義務は生じない。

また、回答を要しないものであるため文書を作成していないという県の機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

次に、「公文書条例等の規定」により作成すべき文書であるか検討する。

公文書の作成義務に関する規定について、審査請求人の主張する公文書条例第2条は公文書等の定義を規定している条項であり、文書の作成義務については、まず、公文書条例第4条及び三重県公文書管理規程（以下、「文書規程」という。）第15条において文書主義の原則が掲げられている。さらに、打ち合わせ等の記録に係る文書の作成に関しては、文書規程第16条第3項において、「文書主義の原則に基づき、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」とされている。

すなわち、審査請求人からの意見等が、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼすものに該当する場合は、その対応記録に係る文書の作成義務が生じることとなる。

この点、審査会で確認したところ、審査請求人からの意見等は、職員を特定した苦情や同一内容の継続・反復的なものであり、業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼすものではないため、文書の作成義務は生じない。

また、上記に加え、審査請求人において本件対象保有個人情報が存在する具体的な根拠に関する主張等はなく、他にこれを覆すに足る事情も認められない。

よって、県の機関が行った本決定は妥当である。

（２）審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（３）結論

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙１審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 3 . 2 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 5 . 1 4	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 1 2 . 2 5	・ 書面審理 ・ 審議 (令和6年度第9回第2部会)
R 7 . 1 . 2 3	・ 県の機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第10回第2部会)
R 7 . 2 . 1 9	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和6年度第11回第2部会)
R 7 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和6年度第12回第2部会)
R 7 . 4 . 2 4	・ 審議 (令和7年度第1回第2部会)
R 7 . 5 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、 印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。